

半導体関連事業創出支援補助金交付要綱

（趣旨）

第1条 この要綱は、豊橋市補助金等交付規則（平成7年豊橋市規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、半導体関連事業創出支援補助金（以下「補助金」という。）の交付について必要な事項を定めるものとする。

（目的）

第2条 この補助金は、本市で半導体関連事業の創出を目指す事業者等が実施する参入可能性の検討、研究開発、製品・サービス開発等に要する経費に対し予算の範囲内において補助することにより、本市発の半導体関連事業の創出を促進することを目的とする。

（定義）

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。
- （2） 中堅企業者 産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第2条第24項に規定する中堅企業者をいう。

（補助対象者等）

第4条 補助金は、予算で定める額の範囲内で交付するものとし、補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）及び補助の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、別表第1に定めるとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、補助対象者としない。

- （1） 補助事業について既に同一又は類似の補助金の交付を受けた者
- （2） 本市に納付すべき市税を滞納している者
- （3） 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第13項に規定する接客業務受託営業に該当する事業を営む者
- （4） 統計法（平成19年法律第53号）第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類に規定する、小分類766のバー、キャバレー、ナイトクラブに該当する事業を営む者
- （5） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第

2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）が役員となっている者

（6） 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

（7） その他市長が適当でないと認めた者

3 第 1 項の規定にかかわらず、次に掲げる補助金等の交付を受けた事業又は交付を受ける予定がある事業は、補助事業としない。

（1） 本市の他の制度に基づく補助金等

（2） 国、都道府県の制度に基づく補助金等

（補助対象経費）

第 5 条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第 1 の補助対象経費の欄に掲げる経費であって、補助事業の実施のために必要があると市長が認めたものとする。

2 補助金の額は、別表第 1 の補助事業の欄に掲げる補助事業ごとの補助率及び補助限度額の欄に掲げる額とし、当該額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

3 補助対象経費は、補助金の交付の決定から補助事業の完了までに契約又は発注により発生した経費であって、証拠書類（帳簿類及び原則銀行振込による振込書）によって補助事業に要した金額、支払等が確認できる経費とする。

4 補助対象経費には、消費税及び地方消費税に相当する金額及び他の補助金の対象経費となる費用を含まないものとする。

（交付の申請）

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者は、半導体関連事業創出支援補助金交付申請書（様式第 1）に別表第 2 の補助事業の欄に掲げる補助事業ごとにそれぞれ必要書類の欄に掲げる書類を添えて、市長が別に定める期日までに提出しなければならない。

（交付の決定）

第 7 条 市長は、規則第 5 条の規定による補助金の交付の決定をしたときは、半導体関連事業創出支援補助金交付決定通知書（様式第 2）により補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

（計画変更等の承認）

第8条 規則第8条第1項の規定による補助事業の内容の変更、中止又は廃止をしようとする場合で、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ半導体関連事業創出支援補助金計画変更等承認申請書（様式第3）に補助事業の変更等の内容が確認できる書類を添付して市長に提出し、その承認を受けなければならない。

（1） 別表第1の補助対象経費の区分ごとに配分された額を変更しようとするとき。

ただし、交付の決定を受けた額を減額する変更であって、補助対象経費の精査、事業の実施方法の変更その他市長が減額が必要と認めるものを除く。

（2） 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、次に掲げる変更を除く。

ア 補助事業の目的を変更するものではなく、かつ、補助対象者の創意により、より能率的な補助事業の目的の達成に資するものと考えられる場合

イ 補助事業の目的及び事業の能率に関係がない事業計画の変更である場合

2 市長は、前項に規定する申請についてその内容を審査し適当であると認めたときは、半導体関連事業創出支援補助金変更等決定通知書（様式第4）により補助対象者に通知するものとする。

（実績報告）

第9条 規則第10条第1項の規定による補助事業の完了の報告は、当該完了の日から起算して30日を経過した日又は当該会計年度の2月末日のいずれか早い期日までに、半導体関連事業創出支援補助金実績報告書（様式第5）に次に掲げる書類を添えて行わなければならない。

（1） 補助対象経費の支出を証する書類

（2） 補助事業を実施したことが確認できる成果報告書

（3） その他市長が必要と認める資料

（補助金の額の確定）

第10条 規則第11条の規定による補助金の額の確定は、半導体関連事業創出支援補助金確定通知書（様式第6）により通知するものとする。

（補助金の交付）

第11条 補助金は、前条の規定により確定した額を補助対象者から請求があった後に交付するものとする。

（財産処分の制限）

第12条 補助対象者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産のうち、取得価格又は効用が増加した価格が50万円以上のもの（以下「処分制限財産」という。）

については、補助事業の終了後も善良なる管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って効果的な運用を図らなければならない。

2 補助対象者は、処分制限財産を減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する期間又はそれに準ずるものと認められる期間が経過するまで、あらかじめ市長の承認を受けないでこの補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は取り壊してはならない。

3 補助対象者は、前項の規定に基づく処分制限財産の処分の承認を受けようとするときは、半導体関連事業創出支援補助金に係る財産処分申請書（様式第7）に必要な書類を添付し、市長に対して処分制限財産の処分の承認の申請をするものとする。

4 補助対象者が前項の規定により市長の承認を得て処分制限財産を処分したことにより収入があると認めるときは、市長は、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を納付させることができる。

（検査等）

第13条 市長は、補助対象者に対して補助事業に関し必要な指示をし、報告を求め、又は検査をすることができる。

（補助金の返還）

第14条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の全部若しくは一部を交付せず、又は交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

（1） 補助対象者がこの要綱に違反したとき。

（2） 提出書類又は補助金交付の申請に関して、虚偽の記載があったとき。

（3） その他市長が適当でないと認めたとき。

（書類の保存）

第15条 補助対象者は、補助事業に係る書類を5年間保存しなければならない。

（補助事業の公表）

第16条 市長は、必要があると認めるときは、補助対象者の名称、補助事業の内容等の補助事業に関する情報を公開することができるものとする。

（委任）

第17条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

別表第 1（第 3 条、第 4 条関係）

補助事業	補助対象者	補助対象経費	補助率及び補助限度額
半導体関連事業 参入補助	市内に事業所を有する事業者（以下「市内事業者」という。）	・ 講座受講費（豊橋技術科学大学次世代半導体・センサ科学研究所が主催するもの） ・ 謝金（豊橋技術科学大学への技術相談に係るもの） ・ 施設利用費（豊橋技術科学大学次世代半導体・センサ科学研究所のLSI工場等の施設の利用に係るもの）	補助率は補助対象経費の 2 分の 1 以内の額（1,000円未満切捨て）とし、補助限度額は500,000円とする。
半導体関連事業 開発補助	市内事業者又はこれに該当しない事業者（以下「市外事業者」という。）であって、かつ、豊橋技術科学大学次世代半導体・センサ科学研究所オープンラボ棟（以下「オープンラボ棟」という。）に入居して事業開発を行う中小企業者又は中堅企業であること。	(1)施設利用料 ・ 豊橋技術科学大学次世代半導体・センサ科学研究所のLSI工場等を利用する場合の借料 (2)開発費 ・ 機械装置等導入費 ・ 開発に係る人件費 ・ 部材費 ・ 通信運搬費 ・ 委託費 ・ 外注費 ・ マーケティング調査費 ・ 資料購入費	(1)施設利用料として、次のとおり補助する。 借料として、豊橋技術科学大学次世代半導体・センサ科学研究所オープンラボ棟使用要項に規定する施設使用料の最大 6 か月分（補助金を申請した日の属する年度内に限る。）を補助する。 (2)開発費として、次のとおり補助す

		・旅費 ・謝金 ・消耗品費 ・借料（オープンラボ棟入居費の最大6か月分） ただし、開発に係る人件費にあつては補助対象経費の総額の2分の1を上限とし、開発に係る人件費の単価の算出は経済産業省が各年度において公開する当該年度の健保等級単価の等級単価一覧表によるものとする。	る。 ・市内事業者の補助率は補助対象経費の4分の3以内の額（1,000円未満切捨て）とし、補助限度額は4,500,000円とする。 ・市外事業者の補助率は補助対象経費の2分の1以内の額（1,000円未満切捨て）とし、補助限度額は3,000,000円とする。 施設利用料及び開発費は、それぞれ別に請求できるものとし、一事業者当たり一回限りとする。
--	--	--	---

別表第2（第5条関係）

補助事業	必要書類	
	共通	個別
半導体関連事業 参入補助	1 半導体関連事業創出支援補助金交付申請書（様式第1） 2 本社及び主たる事業所の所在する市区町村に係る納税証明書又は未納がないことを証する書類	1 事業計画書
半導体関連事業 開発補助		1 事業計画書（豊橋技術科学大学次世代半導体・センサ科学研究所オープンラボ棟使用申請書） 2 豊橋技術科学大学次世代半

	3 履歴事項全部証明書の写し（個人事業主の場合は、開業・廃業等届出書の写し又は確定申告書の写し） 4 事業者概要 5 暴力団排除に関する誓約書 6 費用の内訳書	導体・センサ科学研究所オープンラボ棟使用承認書 3 拠点進出に関する誓約書（既に市内に拠点がある場合は、不要とし、拠点を設置した際には「法人等の設立等異動申告書」を市に提出すること。）
--	--	--

半導体関連事業創出支援補助金交付申請書

年 月 日

豊橋市長 様

住所又は所在地

申請者 氏名又は団体名

及び代表者氏名

半導体関連事業創出支援補助金交付要綱第 6 条の規定により、次のとおり申請します。なお、補助金の交付に当たり税務資料を閲覧することは、差し支えありません。

補助年度	年度	申請事業	☐ 半導体関連事業参入補助 ☐ 半導体関連事業開発補助 ※該当する方の□にチェックをいれてください
補助事業の名称			
交付申請額		円	
添付書類			
誓約事項 ※相違ない場合は□にチェックをいれてください		☐ 本補助事業は、要綱第 4 条第 3 項に規定する助成金の交付を受けた事業又は交付を受ける予定がある事業ではありません。	

様式第 2 （第 7 条関係）

半導体関連事業創出支援補助金交付決定通知書

豊橋市指令地イ第 号

住所又は所在地
申請者 氏名又は団体名
及び代表者氏名 様

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、次のとおり決定したので半導体関連事業創出支援補助金交付要綱第 7 条の規定により通知します。

年 月 日

豊橋市長

㊟

補 助 年 度	年度
補助事業の名称	
交 付 金 額	円
交 付 予 定 時 期	年 月
交 付 条 件	

半導体関連事業創出支援補助金計画変更等承認申請書

年 月 日

豊橋市長 様

住所又は所在地
申請者 氏名又は団体名
及び代表者氏名

年 月 日付け豊橋市指令地イ第 号で交付決定通知のあった半導体関連事業創出支援補助金について、次のとおり事業計画を変更したいので、半導体関連事業創出支援補助金交付要綱第 8 条第 1 項の規定に基づき次のとおり申請します。

補助事業の名称		
計 画 変 更 等 の 内 容		
当 初 計 画	変 更 等 計 画	
内容と金額	内容と金額	
変更又は中止（廃止）の理由		
変更又は中止（廃止）の年月日	年 月 日（予定）	
添付書類	・ 変更内容がわかるもの	

様式第 4 （第 8 条関係）

半導体関連事業創出支援補助金変更等決定通知書

豊橋市指令地イ第 号

申請者 住所又は所在地
氏名又は団体名
及び代表者氏名 様

年 月 日付け豊橋市指令地イ第 号により交付決定した補助金について、次のとおり変更したので、半導体関連事業創出支援補助金交付要綱第 8 条第 2 項の規定に基づき通知します。

年 月 日

豊橋市長

印

補 助 事 業 の 名 称	
変 更 前 の 交 付 金 額	円
変 更 後 の 交 付 金 額	円
変 更 増 減 額	円
交 付 の 条 件	

半導体関連事業創出支援補助金実績報告書

年 月 日

豊橋市長 様

住所又は所在地

補助対象者 氏名又は団体名

及び代表者氏名

半導体関連事業創出支援補助金交付要綱第 9 条の規定により、次のとおり報告します。

指令年月日	年 月 日	指令番号	豊橋市指令地イ第 号
補助年度	年度	補助事業の名称	
補助事業 の実施場所			
着手年月日	年 月 日	完了年月日	年 月 日
補助金の交付決定通知額	円		
添 付 書 類			

半導体関連事業創出支援補助金確定通知書

文 書 番 号
年 月 日

補助対象者

住所又は所在地

氏名又は団体名

及び代表者氏名 様

豊橋市長

年 月 日付けで実績報告のあった補助事業については、次のとおり補助金の額を
確定したので、半導体関連事業創出支援補助金交付要綱第10条の規定により通知します。

指令年月日	年 月 日	指 令 番 号	豊橋市指令地イ第 号
補 助 年 度	年度	補 助 事 業	
補 助 金 の 交 付 決 定 通 知 額		円	
補 助 事 業 の 経 費 精 算 額		円（補助対象）	
補 助 率			
補 助 金 の 交 付 確 定 額		円	
（交付決定通知額）－（交付確定額）		円	

半導体関連事業創出支援補助金に係る財産処分申請書

年 月 日

豊橋市長 様

住所又は所在地
申請者 氏名又は団体名
及び代表者氏名

年度において、半導体関連事業創出支援補助金により取得した財産処分を行いたいの
で、半導体関連事業創出支援補助金交付要綱第11条第 3 項の規定に基づき、関係書類を添えて
下記のとおり申請します。

記

- 1 補助事業実施事業所名
- 2 処分の内容
(取得財産の目的外使用、譲渡、交換、貸付、担保、取壊しの別)
- 3 処分の理由
- 4 取得財産の名称等
 - (1) 財産の名称
 - (2) 財産の所在地
 - (3) 補助金額
- 5 添付書類
 - (1) 実績報告書及び補助金額の確定通知書の写し
 - (2) その他参考資料